



鳥取県警察本部長告示 第 27 号

道路交通法（昭和35年法律第105号）第104条第1項の規定に基づき、次のように意見の聴取を行うので公示する。

令和8年5月21日

鳥取県警察本部長



意見の聴取の期日及び場所

令和8年6月9日 午前10時00分から
鳥取県鳥取市吉方温泉二丁目501番地1

鳥取県警察本部運転免許課